

JCB カード S の会員資格に関する特約

第 1 条（総則）

本特約は、JCB カード S に関して、会員規約（個人用）（以下「会員規約」という。）の（退会および会員資格の喪失等）の条項に定める会員資格の喪失事由に、次条の会員資格喪失事由を追加する特約です。次条の会員資格喪失事由が追加されるほか、会員には会員規約のその他の条項が適用されます。なお、本特約において特に定めがない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。

第 2 条（会員資格の喪失事由の追加）

1. 会員（本会員および家族会員）は、カード発行会社（以下「当社」という。）からの事前の通知にもかかわらず、会員に（家族会員が存在する場合には、本会員および家族会員のいずれにも）、最新のカード利用有無判定期間（次項に定める期間をいう。以下同じ。）内に、特定カード利用（第 3 項に定めるカードの利用等をいう。）がない場合には、カード利用有無判定期間の末日の属する月の翌月 10 日の日をもって（但し、当社がこれと異なる日を会員資格喪失日として、通知または公表する場合があります、その場合、当該通知または公表した日が会員資格喪失日となります。）、当然に会員資格を喪失します。なお、会員資格喪失後に会員がカードを利用した場合であっても、本会員は会員規約に基づき、カード利用代金を支払う義務を負うものとします。
2. カード利用有無判定期間は、カード発行会社によって異なります。当社のカード利用有無判定期間は、当社の WEB サイト等において公表します。
3. 特定カード利用とは、カード利用有無判定期間内に、以下の（1）または（2）のいずれかの要件がみたされることをいいます。なお、これらの要件をみたさない付帯サービスの利用は、特定カード利用には該当しません。
 - （1）会員がショッピング利用または金融サービスを利用し、加盟店または ATM 保有会社等が当社に対して送付した当該カード利用の売上情報がカード利用有無判定期間内に当社に到着すること（会員がカード利用有無判定期間内に加盟店または ATM 等においてカードを使用した場合であっても、加盟店または ATM 保有会社等が当社に送付した売上情報がカード利用有無判定期間内に当社に到着しなかった場合には本要件をみたしません。）
 - （2）カード利用有無判定期間内に当社から本会員への請求事由または返金事由が発生すること
4. 当社は、第 2 項に基づきカード利用有無判定期間として設定する期間を変更することができます。この場合、当社は、会員に対して通知または公表します。

第 3 条（本特約の変更）

本特約の変更については、会員規約の改定に関する条項の適用を受けるものとします。